

議案第108号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホール
- 2 指定管理者となる団体
所在地 埼玉県さいたま市桜区田島九丁目31番1号
名 称 株式会社セイウン
- 3 指定の期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和3年11月30日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

新座市立野火止公民館及びふるさと新座館ホールの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものである。